

第2次トランプ政権で発動した追加関税措置等一覧

対象品目	2月	3月	発動時期	4月	5月	6月	8月
------	----	----	------	----	----	----	----

相互関税
対象国原産品
※中国除く

相互関税
対象外国
原産品

一律10%のベースライン関税・
国・地域別に設定した相互関税は、
鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、
米国政府設定の対象外品目へは上乗せなし

4/5発動

一律10%の
ベースライン関税
を上乗せ

4/9発動

国・地域別に設定した
相互関税率を上乗せ

4/10~90日間
上乗せした相互関税率
の適用停止



原産品

2/4発動

10%の
関税上乗せ

3/4発動

10%の
関税上乗せ

4/5発動

一律10%の
ベースライン
関税を上乗せ

4/12発動

125%の
相互関税上乗せ
※ベースライン関税
10%含む

5/2発動

デミニス
ルールの
適用停止

5/14発動

34%へ
相互関税引き下げ
※ベースライン関税
10%含む

5/14~90日間
相互関税34%中
24%分の適用停止

ベネズエラ産原油
石油製品
輸入国の原産品

4/2以降 国務長官の判断で

25%の関税上乗せ



原産品

3/4発動

25%の関税上乗せ
(注) カナダ産エネルギー・
資源品目は10%

3/7発動

USMCA原産地規則を
満たす製品の適用除外

4/29発表
※3/4より
遡って適用

追加
関税の
累積
停止

5/3発動

自動車部品へ
25%の関税上乗せ
※USMCA原産地規則を
満たす自動車部品は
上乗せ免除

自動車・
同部品

4月3日以降に米国で組み立てられた自動車で
希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合
希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能

4/3発動

自動車へ25%の
関税上乗せ

鉄鋼・
アルミ製品

3/12発動

アルミ製品の関税上乗せを10%→25%へ引き上げ、
関税上乗せ対象となる鉄鋼・アルミ派生品の対象品目追加

4/4発動

アルミ缶と缶ビールを
関税上乗せ対象に追加

6/4発動

関税率を
50%に

6/23発動

白物家電を
対象に追加

(注) 2025年7月1日時点、青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法(IEEPA)を根拠法に発動
(出所) 米国政府発表資料などから作成